

令和元年度 第5回 鹿屋市子ども・子育て会議

日 時：令和2年1月29日（水）午後1時15分

場 所：鹿屋市役所議会棟 3階 全員協議会室

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

3 議 事

(1) 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメントの実施結果

1 実施計画名

第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画（素案）

2 意見の募集期間

令和元年12月4日（水）～令和2年1月6日（月） 34日間

3 意見提出者

4人

4 検討結果区分

A : 策定案に反映できるもの
B : 既に盛り込み済みのもの
C : 今後の参考となるもの
D : 反映できないもの
E : その他感想や質問など

5 意見内容と検討

No	内 容	検討 結果	内容に対 する検討
1	1 医療的ケア児の支援について ・1歳の医療的ケア児の母親 ・第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の中に障害児に対する支援が記載されているが、医療的ケア児は含まれているのでしょうか。 ・12月議会でも医療的ケア児の質問・答弁がありました。今後どのような取り組みをされるのか、どのような支援が始まるのかと期待している。子どもたちの日常をぜひ守っていただきたいと強く願います。	A	鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関する意見として伺います。 「障がい児施策の充実」の内容修正と併せて「医療的ケア児の支援」を追加しています。 なお、個別の意見等については、「鹿屋市障害福祉計画・鹿屋市障害児福祉計画」の参考にさせていただきます。

No	内 容	検討 結果	内容に對 する検討
2	<p>1 きょうだい児へのケアについて</p> <p>長男・小学1年生（きょうだい児＝障害児のきょうだい）</p> <p>次男・5歳の重度心身障害児（脳性麻痺で医療的ケア必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長男は次男の入院で、幼稚園時代に家族と離れて生活することが多かった。 ・次男在宅中は、親が次男へのケアのため、長男へ関わる時間が持てず、寂しい思いをさせることも多い状況。 ・子ども2人にバランス良く関わることができない。逆にきつくな子どもに当たってしまう。 ・きょうだい児が、ストレスをため込むことが少しでも減り、発達や精神の病を防げるような支援を望みます。 ・親の心の支援も同様にお願いしたい。 <p>2 障害児の養護学校入学までの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次男は令和3年度に養護学校入学を控えている。 ・医療的ケア児（たん吸引、胃ろう注入、気管切開有）であり、養護学校の看護師配置状況では、訪問学級になる可能性もある。 ・療育へ通える日も増え、他との関わりが増えた事で、発達も少しづつ進み、情緒も安定している様に感じるので、登校を希望している。 ・養護学校側は、事前にどの様な子が入学するか情報がなく、家族が行くなりの方法でないと把握ができないと聞いた。 ・入学までに医療的ケア児が情報を伝えるのに、2年程前から動いていないと登校へつないでいけないということを家族まで情報が届かない。 ・訪問看護ステーションや相談員から教えてもらったが、相談員等が違えば情報を知らずに見学へいけない家族もいる。 ・統一して情報をもらえる、知れる環境を整えてほしい。 	A	<p>鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関する意見として伺います。</p> <p>「障がい児施策の充実」の内容修正と併せて「医療的ケア児の支援」を追加しています。</p> <p>なお、個別の意見等については、「鹿屋市障害福祉計画・鹿屋市障害児福祉計画」の参考にさせていただきます。</p>

No	内 容	検討 結果	内容に対 する検討
3	<p>1 障がいのある子どもへの支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいや病気を抱えている子どもたちは思うように健診を受けられず、外出も難しい。 ・保健師と関わる機会も少なく、どこに相談したらよいかわからないという言葉をよく聞く。 ・関係機関との情報共有、連携を強化し不安なく育児ができるような支援が必要である。 ・わかりやすい情報の提供、相談窓口、保健師の積極的な関わり、外出支援などが必要である。(虐待の観点からも) <p>2 ファミリー・サポート・センター事業の内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援の充実のため、育児支援、家事支援だけではなく、病児支援として医療的ケア児や障害のある子などの外出の援助や病院内の付き添い、きょうだい児の支援などできないか。 ・金銭的な問題で利用できない家庭もある。 ・経済的な面も考慮して、もっと柔軟に簡単に、誰でも利用できるような「ファミリー・サポート・センター事業」にしてほしい。 <p>3 医療対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の鹿屋市では安全に安心して子育てができるような医療体制ないと感じている。 ・鹿屋方式の見直し、鹿屋医療センターの小児科医・看護師不足など、市民に意見を聞くなどして医療体制を構築してほしい。 <p>4 多胎児の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何をするにも金銭面の負担が大きく、病院受診でさえ考慮してしまうといったことが見受けられる。 ・非課税世帯のみ窓口負担がなしになっているが、多胎児もその対象にしていただきたい。おむつ代、ミルク代の補助があってもよいと思う。 ・母が仕事復帰したくても、3人一緒に預かってくれる保育園もなかなかないため、働くことができない。 ・市役所に相談に行きたくても、3人を連れて母が1人で行くことは困難である。 ・訪問事業、相談事業、職場復帰へのサポート、経済面での支援に多胎児の位置付けをしていただきたい。 	A	<p>鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関する意見として伺います。</p> <p>「障がい児施策の充実」の内容修正と併せて「医療的ケア児の支援」を追加しています。</p> <p>なお、個別の意見等については、「鹿屋市障害福祉計画・鹿屋市障害児福祉計画」の参考にさせていただきます。</p>
		E	<p>鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関する意見として伺います。</p>
		A	<p>鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関する意見として伺います。</p> <p>「多胎児家庭への支援」の項目を追加しています。</p>

No	内 容	検討 結果	内容に対 する検討
4	<p>このまちで赤ちゃんを産みたい、このまちで子どもを育てたい妊娠・出産を考えている女性にそう思われるような支援事業を展開していくことが少子化に歯止めをかけ、鹿屋市の未来のためには不可欠だと思います。鹿屋市の未来を担うのは子ども達なのですから、地域の開業助産師として母子に関わってきた私としては、子育てのスタートである「1. 安心・安全なお産の確保」、「2. 母乳育児支援」この2つを最優先に取り組んでいただきたい。</p> <p>1 安心・安全なお産の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大隅半島では分娩予約ができる施設は、以前の9か所から3か所に減ってしまった。 ・3か所の産婦人科に分娩が集中するので十分なケアを受けられない状況も生まれている。 ・最近では、「赤ちゃんをちゃんと抱いて乳首をふくませる」ことすらできずに退院されるお母さんも増えている。 ・分娩や手術が集中すると産後のケアは後回しとなり、良質なケアを望むことは難しくなる。 ・今ある産婦人科の医師も高齢化していく。 ・私達は産婦人科がこれ以上減らないよう医師の健康や長寿を祈っているわけにはいかない。それともこのまま何もせず、少子化に期待するとでも言うのでしょうか。 ・鹿屋市には現状に満足せず、産婦人科（施設、医師、助産師）を確保するためにこれまで以上に粘り強く取り組んでほしい。 <p>2 母乳育児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児を支援することは母子（市民）にとっても鹿屋市にとって多くのメリットがある。 ・赤ちゃんにとって母乳はパーフェクトな栄養というだけでなく、免疫などの成分であらゆるリスクから赤ちゃんを守ることができる。乳幼児の突然死やアレルギー、将来的なメタボ（肥満・心臓病・糖尿病など）のリスクや、深刻なマタニティーブルーを減らし、経済的にも、災害時の対応にも役立つ。 ・母乳育児によって子は基本的信頼関係を学び、母は母性が高まることから、いじめ問題や虐待、ネグレクトを減らし、医療費も大幅な削減が可能となる。 ・現在、鹿屋市が産婦・新生児訪問などの訪問ケアに力を入れていることには感謝している。ただし、産後の訪問は、初産 	E	鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの健やかな成長に向けた支援」に関する意見として伺います。
		E	鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の「子どもの健やかな成長に向けた支援」に関する意見として伺います。

4	<p>婦は全例、経産婦は希望者及びハイリスク者となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ鹿屋市民としてお産をしたのに、市のサービスに最初から線引きがされている状況はおかしいと思う。 ・訪問は鹿屋市が雇用した助産師（6名）及び母子保健推進員並びに保健師が担っているようである。 ・訪問事業で使われる税金は <table border="0" data-bbox="303 473 1017 608"> <tr> <td>産婦・新生児訪問</td> <td>1回につき 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>訪問産後ケア（沐浴・乳房ケアを含む）</td> <td>初回 7,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2回目以降 5,000 円</td> </tr> </table> ・原則2回までとなっているが、助産師（市）の判断で乳房ケアを3回受けた方も見受けられる。 ・私はアンテナが低かったため乳房ケアを含む訪問産後ケアは子どもが1歳になるまで受けられることを最近まで知らなかつた。 ・市はこのように素晴らしいサービスを謳っているのだから、鹿屋市民に徹底的に周知してほしい。知っている人だけがサービスを受けられるような支援策だとしたら、それは絵に描いた餅である。 ・まさか希望者が少ないと見越して予算が組まれていたり、やっている感を出すためだけの（実際に全員が訪問を希望した場合対応できないような予算や人員配置）ではないですね。 ・私は自分の助産所の存続の危機（死活問題）であるが、このような素晴らしいサービスがあると知ってからは、乳房ケアの依頼があると「鹿屋市が無料で助産師を派遣してくれますよ」と伝えるようにしている。 ・また、少しでも早く無料のサービスを受けられるよう、お産が終わったらすぐ（入院中）に出生連絡票を提出するよう伝えている。 ・それでは、トラブルもなく訪問を希望しない方は一切のサービスがなくてもよいのか。一人に対して使われる税金が17,000円かゼロ円か。こんな格差のある支援策では誰も納得できないと思う。 ・私はお産した方に一律3,000円のクーポンを発行すればよいと考えている。 ・訪問の不要なトラブルのない方はそのクーポンで乳児に必要なもの（紙オムツ、お尻拭き、粉ミルク、おもちゃ等）を購入できるようにする。（使用は子どもが1歳になるまで） ・訪問を受ける方は初回の産婦・新生児訪問でそのクーポンを使用する。 ・クーポンは市が現金化し、今までどおり助産師に支払えば助 	産婦・新生児訪問	1回につき 4,000 円	訪問産後ケア（沐浴・乳房ケアを含む）	初回 7,000 円		2回目以降 5,000 円		
産婦・新生児訪問	1回につき 4,000 円								
訪問産後ケア（沐浴・乳房ケアを含む）	初回 7,000 円								
	2回目以降 5,000 円								

4	<p>産師の収入は今と変わらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ、乳房ケアは乳房マッサージをすることだけでなく、抱き方、吸わせ方など様々な授乳に関するサポートも含まれる。 (少し飲ませ方を変えただけで4gから40gに哺乳量がアップすることもあるため) ・乳房マッサージを伴わない乳房ケアにも市は7,000円（訪問4,000円+クーポン3,000円）支払っていただきたい。 ・母乳育児に関わることでもう一つ。鹿屋市では「こんにちは赤ちゃん訪問」といって母子保健推進員や保健師が2か月児のいる家庭を訪問している。 ・この母子保健推進員をどのような基準で選んでいるかは知らないが、中には「生後3か月だと赤ちゃんの体重は生まれた時の2倍でなければならない」と母乳分泌が良く、吐くほど母乳を飲んでいるのにミルクを勧めたり、「抱き癖がつく」とか「カルシウムのため牛乳を飲ませましょう」など時代錯誤も甚だしい指導が行われているようである。 ・このような間違った情報でお母さん方を不安にしたり混乱させるだけなら、2か月児のいる家庭への訪問を止めていただきたい。 ・鹿屋市からの税金を使った訪問事業なのだから、個人の考え方の押し付けでは困る。 ・市は、クレームはほとんどないと言うが、お母さんからみれば無料のサービスに対して苦情や改善要求は出しにくいと思う。 ・市はやりっぱなしではなく、訪問事業がお母さん方の不安解消につながっているか、母乳率は上昇しているか、お母さん方の満足度はどうなのか、不平・不満・苦情・要望はないのかをきちんと検証し、悪いところは改善し、すべての母子が利益を享受できるようなサービスを展開していただきたい。 	
---	---	--

6 結果

A : 策定案に反映できるもの	6件
B : 既に盛り込み済みのもの	0件
C : 今後の参考となるもの	0件
D : 反映できないもの	0件
E : その他感想や質問など	3件
計	9件

7 結果公表

第5回鹿屋市子ども・子育て会議において、パブリックコメントの結果について報告した後、検討結果については市のホームページ上で公開します。

4 その他

(1) 鹿屋市子ども・子育て会議の委員公募について

①募集内容

- 募集人数・・・8人程度
- 応募資格・・・次の要件を満たす方

(1) おもに小学校就学前までの乳幼児を子育て中の保護者

以下の①②どちらにも該当する方が対象です。

①鹿屋市在住の方

②任期期間中の会議（おもに平日午後）に出席が可能な方

（鹿屋市子ども・子育て会議条例第3条第2項第1号に規定する「子どもの保護者」に該当する方です。）

②応募方法

- 提出書類・・・応募用紙
- 応募期間・・・令和2年1月15日（水）から令和2年1月30日（木）
- 提出方法・・・市子育て支援課へ郵送又は持参（市役所1階17番窓口）
郵送の場合：締切日必着
持参の場合：受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日を除く)

(2) 令和2年度 鹿屋市子ども・子育て会議のスケジュール（案）について

① 開催回数 3回

② 開催月 5月、10月、2月

※状況によっては開催月を変更する場合がある。

③ 主な会議内容

- 教育・保育及び地域型保育の利用の進捗状況
- 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況
- 令和3年度教育・保育及び地域型保育の利用定員に関すること
- 子ども・子育て支援に関する施策の計画的な推進に関すること

※内容はその時の状況に応じて議題を考慮します。

<参考>

委員の役割は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号により、以下のとおりとされています。

- ①幼稚園や保育所、認定こども園の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ②家庭的保育や小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用定員に関し、意見を述べること
- ③鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること
- ④鹿屋市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること